

2020 年度

技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）

寄附講座事業

= 募集要項 =



一般財団法人 海外産業人材育成協会

The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships

2020.07.28

はじめに

一般財団法人海外産業人材育成協会（The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships、略称 AOTS）は、主に開発途上国の産業人材を対象とした人材育成事業を通じて、民間企業の協力を得て技術協力を推進し、日本と海外諸国との相互の経済発展に貢献するとともに友好関係の増進にも寄与することを目的に活動しております。

AOTS では、国庫補助事業である技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）の一環として、日本企業の海外展開に必要となる現地拠点強化及び日本企業・現地日系企業の人材獲得を支援するため、日本企業や現地日系企業等の協力により、開発途上国の現地大学等における講座（特別講座）の開設並びにその受講生へのインターンシップ（就業体験）の提供を通じた産業人材の育成プログラムとして寄附講座事業を実施します。

この募集要項は、「寄附講座（講座及びインターンシップ）」の実施を希望する日本企業や現地日系企業等より申請を募り、その申請された計画に従って実施する寄附講座事業について、ご案内するものです。

本寄附講座事業を通じて開発途上国への人を介した技術移転と産業人材の育成支援を更に推進して参ります。多くの日本企業・現地日系企業の皆様にご活用頂ければ幸いです。

2020年7月

一般財団法人 海外産業人材育成協会

1. 概要

1) 募集要件等

事業目的
日本政府の ODA 予算からの国庫補助金の適用を受けて、開発途上国の現地大学等において、日本企業・現地日系企業等からの講師や教材等により開設する講座及び当該企業等におけるインターンシップ（以下「寄附講座」という）を実施する事業です。受講生が、講座、インターンシップを通じて日本企業・現地日系企業等で求められる能力を向上させるとともに、日本企業・現地日系企業等への就職意欲を高め、日本企業・現地日系企業等への就職につなげることで、日本企業等の海外事業活動の円滑化及び当該国との協力関係の深化に貢献することを目的としております。
募集内容
寄附講座の開設の対象となる開発途上国の現地大学等の学生を採用する計画があり、本事業による寄附講座の実施を希望する日本企業又は開発途上国の現地日系企業等（以下「申請法人」という）を募集します。
申請法人の業務内容
申請法人には、以下の業務を主体的に実施して頂きます。 <ul style="list-style-type: none">・ 現地大学等と協力、調整し、寄附講座の科目設計並びに日程など、寄附講座開設に必要な手続きを行う。・ 申請法人が求める知識や能力等のニーズに沿った寄附講座のカリキュラムを作成し、講座の講師選定／依頼、シラバス・教材作成等を行う。・ 寄附講座における講座での指導効果を高めるものとして AOTS が特に認めたときは、資機材を調達し、当該調達資機材の適切な使用、維持に係る管理を行う。・ 講座の実施に際して、講義等時間帯の設定、講座を受講する学生の募集、講座を受講する学生の出欠管理への要請等の現地大学等との調整を行う。・ 寄附講座の実施及びその運営方法について現地大学等と適宜調整を行い、滞りなく遂行できるよう支援する。・ 講座の受講生から選抜した学生に対する申請法人でのインターンシップを企画・実施することができる。申請法人はインターンシップの実施に際し、自らこれを実施することが適切でない場合には、事業上の関係企業の協力を得て実施することができるものとし、関係企業の協力を得てインターンシップを行う際には、インターン受入先と協議の上、時期や人数、期間、内容、指導責任者等を決定する。・ インターンシップを実施する場合は、インターン生に対するインターンシップ計画の事前説明及び安全衛生管理上の適切な措置を行う。・ 寄附講座開設期間中における事業進捗状況の報告並びに事業報告書の作成及び経費実績を報告し、精算する。・ その他寄附講座の実施・運営に必要とする事項。
申請法人の要件
開発途上国の現地大学等の学生を対象に、産業人材育成に資する活動及び高度外国人材の獲得に取り組む以下の要件を満たす日本企業/現地日系企業等とします。 <ul style="list-style-type: none">(a) 日本で法人格を有する企業・団体（日本資本が 50%超であること）であること。または、これらの企業・団体又は日本人（日本に国籍を有する者）からの出資が 50%超である現地日系法人や駐在員事務所であること。^(注1)(b) 寄附講座の開設の対象となる開発途上国の現地大学等の学生を採用する計画を有すること。(c) 寄附講座の実施・管理及び経費負担能力を有すること。(d) 必要に応じて寄附講座実施国・地域において、寄附講座の準備と実施を補佐する企業・団体を手配できること。

寄附講座の要件	
構成・概要	<p>現地大学等と協力し、講座とインターンシップを実施します。インターンシップの実施については、申請法人の必要性に応じてご判断ください。受講生の就職意欲を喚起し、日本企業・現地日系企業への就職に結びつくように留意して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 講座 構成：対象大学等で行う講義、ゼミナール、演習、実習・実験、研究等 回数：90分程度/授業を5回以上（計450分程度以上を目安） 受講生数：5名以上 ・ インターンシップ（任意実施） 概要：講座の受講学生の一部又は全てを対象に、申請法人またはその関係企業において就業体験ができるように計画してください。
寄附講座の内容 (注2)	<p>日本企業もしくは現地日系企業が採用時に外国人材に求める高度な知識や技術の獲得及び能力等の向上に貢献し、かつ学生の日本企業・現地日系企業への就職に繋がるよう、以下の講座内容であることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業活動に直接関連する高度な技術分野等に関する内容 (例) 自動化、AI、IoT、ロボット、情報セキュリティ、ビッグデータ処理、次世代自動車関連、メカトロニクス、鋼構造物構造設計、カーボンリサイクル、クリーンエネルギー、光・量子技術、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料 <u>※対象となる具体的な分野等についてはご相談ください。</u> ・ 日本企業、現地日系企業への就職を促進する内容 (例) 企業及び製品の紹介、日本企業・現地日系企業に就職する優位性（キャリア開発、待遇上の利点）、就労後のコミュニケーションのための語学
実施国	開発途上国・地域 (注3)
講座開設対象	<p>寄附講座の開設の対象となる開発途上国の現地大学等は、以下の要件を満たす高等教育機関 (注4) とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発途上国・地域において上記の技術分野に関連する教育 (注5) に取り組んでいる学校・教育機関 ・ 「短期大学士（英語：Associate Degree）」以上の学位もしくは「準学士号（Foundation Degree）」以上の称号を付与する教育課程を設置・運営する学校・教育機関 ・ 日本企業又は現地日系企業において活躍し得ると期待される人材を輩出する学校・教育機関
受講生資格	<p>受講生は以下の要件を満たす必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 寄附講座開設対象の現地大学等に在籍している学生 開発途上国・地域の国籍を有する者 原則として、18歳以上の者 軍籍に属さない者

<p>講座の指導方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座の担当講師は、外部有識者・専門家や申請法人の職員及び寄附講座を開設する大学等の教職員等とする。また、講師が通訳を使用して講座を実施することも可能とする。 ・ 講座は、原則として当該現地大学等内で行われる講義・演習とするが、必要に応じて学外施設での実施や企業等における実習や実験等を含んでも良い。 ・ 講座は、インターネットを介し ICT ツールとデジタルデバイスを活用してリモートで指導するオンライン授業により実施することも可能とする。
<p>インターンシップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地日系企業又は日本企業での実践的な就業体験を通じ、日本企業が持つ優れた技術やノウハウを学び、日本の文化・生活や先進的な社会インフラ、職場環境等を実際に目にすることで、学生の日本企業・現地日系企業への就職に繋がる内容であること。^(注6) ・ インターン受入先企業において、指導担当者の配置や生活面の支援、インターンシップ実施に必要な備品・装具等の手配、インターン生の理解できる言語で就業体験ができるよう通訳を手配するなど、十分な管理・受入体制を整えること。 ・ インターン生の受入先が日本など寄附講座を開設する大学が所在する国の国外に所在する場合は、申請法人はインターン生の入国及び滞在のために必要となる査証取得等の必要な手続きを行うとともに、インターンシップの実施、インターン生の待遇等について受入先国の法令及び AOTS の基準に従うこと。 ・ 新型コロナウイルスなどの感染症の流行など特別な事態の影響により、インターン生受入先企業において直接指導を行うことが適切でない判断される場合において、ICT ツールを活用し、リモートで実践的な代替プログラムを提供できる内容であれば、寄附講座を開設する大学等の合意を得て、これをインターンシップとして取り扱うものとします。
<p>講師</p>	
<p>講座を指導する講師は、寄附講座実施国の講師（現地講師）のほか、日本など寄附講座実施国以外の国の講師（国外講師）のいずれの場合も経費補助の対象となります。なお、現地講師や国外講師が、講座開設大学に赴かずに、リモートでオンライン授業を行う場合も経費補助の対象となります。講師が講座指導を行う経費に対する補助の要件は以下のとおりです。</p>	
<p>(a) 企業活動に直接関連する高度な技術分野等に関する内容の指導に当たる講師に関しては、当該指導分野での業務経験が、原則として3年以上であること。</p> <p>(b) 現地講師または国外講師が複数名で同一の講座において指導にあたる際には、その妥当性と必要性を AOTS が認める場合において、その複数名の講師に係る経費を補助対象とする。</p> <p>(c) その他、特に AOTS が、講座運営上の必要性や指導目的上の妥当性があり適任と認める人物を講師とすることができる。</p>	
<p>申請法人の経費負担</p>	
<p>経費負担の詳細は 2) 経費参照</p>	

注 1: 現地日系企業等には、その所在国において事業収入を得ることが認められていない事業拠点であっても、当該国において雇用の権利、権限を有する場合は、本事業への申請は可能です。

注 2: 講座テーマは、兵器武器の製造等明かに軍事目的に関するものである場合は利用できません。

注 3: 開発途上国・地域とは、開発途上国 [経済協力開発機構 (OECD) の開発援助委員会 (DAC) が定める ODA 対象国・地域]。但し、中国は除く。

注 4: 特定の複数の現地大学等を講座開設対象とすることも可能です。

注 5: 寄附講座として行おうとする講座の内容に係る基礎的または周辺の分野の教育であっても構いません。

注 6: インターンシップは申請法人 (の所在国) で行うのが基本ですが、合理的な事由がある場合及び特別な事情がある場合で AOTS が認めた場合には、第三国にてインターンシップを実施できるものとします。

2) 寄附講座開設経費

本寄附講座の実施に当たり、AOTS 規程に基づき政府開発援助 (ODA) 資金による国庫補助金が適用されます。

補助対象経費
1. 寄附講座開設費 (1) 現地講師講座実施費 (a. 現地講師技術料 b. 主任講師謝金 c. 資料作成費 d. 現地講師活動費) (2) 国外講師講座実施費 (a. 居住地国内旅費 b. 外国旅費 c. 滞在費 d. 渡航雑費 e. 技術料 f. 資料作成費 g. 国外講師活動費) (3) 現地インターンシップ実施費 (a. 現地旅費 b. 現地諸費) (4) 国外インターンシップ実施費 (a. 受入国内移動費 b. 外国旅費 c. 滞在費 d. 渡航雑費 e. 諸費) (5) 外注費 (6) 資機材費 2. 運営管理旅費
補助及び経費負担 (分担金)
補助対象経費として認められる寄附講座開設費 (精算額) の 3 分の 2 に国庫補助金が適用されます。申請法人には寄附講座開設費 (精算額) の 3 分の 1 と、付帯する事務経費相当額として寄附講座開設費 (精算額) の 10% をご負担いただきます。 ご負担頂く金額を「分担金」と称します。なお、経費の精算時には、補助対象経費 (精算額) から申請法人にご負担いただく分担金を差し引いた額をお支払いします。 (例) 補助対象となる寄附講座開設費 (精算額) が 600 万円 (補助額 400 万円) の場合、申請法人のご負担額 (分担金の額) は、260 万円になります。 $600 \text{ 万円} \times 1/3 + 600 \text{ 万円} \times 10\% = 200 \text{ 万円} + 60 \text{ 万円} = 260 \text{ 万円}$ 経費精算時は、 $600 \text{ 万円} - 260 \text{ 万円} = 340 \text{ 万円}$ を申請法人へお支払いいたします。

3) 寄附講座開設時期：

原則として 2021 年 3 月 31 日までの間に講座及びインターンシップともに実施・完了が必要です。なお、寄附講座の開設の対象となる開発途上国の現地大学等のアカデミック・カレンダー等の関係で、2021 年 4 月 1 日以降 (以下「翌年度」という) も継続して計画することを妨げるものではありませんが、翌年度分に関する国庫補助金の適用等については未定です。
* 複数年度計画の寄附講座の場合は別途ご相談下さい。

<お問い合わせ先>

一般財団法人 海外産業人材育成協会

企業連携部 寄附講座グループ

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-12-5 白鶴ビル 4 階

電話：03-3549-3053 FAX：03-3549-3055

E-Mail：indus-acad-collab-pg@aots.jp

2. 申込方法

お申し込みをご希望の場合は、以下「提出先」記載の電話番号または e-mail にて、お知らせください。

提出書類
<p>【提出書類】 寄附講座実施申請書一式（所定様式）</p> <p>【添付書類】 （Ⅰ）会社案内 （Ⅱ）会社経歴書（写） （Ⅲ）登記簿謄本（写） （Ⅳ）財務諸表（決算書）（写） ※（Ⅰ）から（Ⅳ）は、初めて本制度を利用する場合の申請法人にご提出頂きます。</p> <p>【補足書類】（必要に応じてご提出いただきます。） 役務許可該非判定理由書</p> <p>※申請書に記載されている個人情報に関して、AOTS は自らが定める個人情報保護方針に基づき適切な管理、保護を行います。</p>
募集期間（予定）
<p>第1次案件募集締切り：9月23日（水） 第2次案件募集締切り：10月19日（月） 第3次案件募集締切り：11月16日（月） （いずれも締切日消印有効） ※予算に鑑み、途中で募集終了となる場合もございます。</p>
提出先
<p>一般財団法人 海外産業人材育成協会 企業連携部 寄附講座グループ（担当：木戸、古橋） 〒104-0061 東京都中央区銀座 5-12-5 白鶴ビル 4F TEL：03-3549-3053 FAX：03-3549-3055 E-Mail：indus-acad-collab-pg@aots.jp</p>

※ AOTS の個人情報保護方針について：詳細は当協会ホームページに公開しています。本文書にご記入の個人情報は、当協会の個人情報保護方針に基づき、安全に管理し保護の徹底に努めます。また、寄附講座に係る事務手続き並びに当協会からの各種ご案内等に使用します。

<https://www.aots.jp/jp/policy-privacy/>

3. 寄附講座実施の流れ

実施申請書類の提出と審査
≫≫ 「寄附講座実施申請書」(AOTS 書式) を、提出してください。AOTS による内容確認の上、外部の有識者等による審査に諮ります。
審査
≫≫ 審査委員会への諮問結果を受けて、本年度の本事業として実施する寄附講座案件を決定し、実施が採択された申請法人へ承認通知書を送付します。 なお、評価基準は、以下の通りです。 ① ODA による寄附講座としての妥当性 ② 寄附講座実施の必要性及び目的・目標(講座受講生の採用計画・活用方針等)の明確性 ③ 寄附講座開設国の妥当性 ④ 講座・インターンシップの実施計画の妥当性・有効性 ⑤ 講座の内容・方法の妥当性 日本企業もしくは現地日系企業が採用時に外国人材に求める高度な知識や技術の獲得及び能力等の向上に貢献し、かつ学生の日本企業・現地日系企業への就職に繋がる内容・方法であるか。
講座の実施に向けての準備・調整
承認通知書を受けた申請法人には、速やかに現地大学等との最終調整・確認を進め、実施準備を行って頂きます。 なお、現地大学等との最終調整・確認の過程で、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「寄附講座実施計画変更申請書」(AOTS 書式) を提出して下さい。 ≫≫ 現地大学等との講座科目設計や実施日程等の最終調整及び講座開設に必要な手続き ≫≫ カリキュラ作成、講座の講師選定、シラバス作成 等 ≫≫ 講師・通訳及び講座会場等の手配 ≫≫ 受講生募集、選考 ≫≫ 教材や講座実施に必要な備品、資機材の準備・手配 ≫≫ 現地における講座実施体制の確認 等
インターンシップの実施に向けての準備・調整 (インターンシップを実施する場合)
インターンシップを実施する場合は、速やかに実施準備を行って下さい。 なお、現地大学等及びインターン受入先企業との最終調整・準備の過程で、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「寄附講座実施計画変更申請書」(AOTS 書式) を提出して下さい。 ≫≫ インターン受入先企業とのインターン生選定基準、資格要件の調整・確認 ≫≫ インターン受入先企業とのインターンシップで行う業務内容・方針・計画(インターン生の役割・目標等)、日程等の調整・確認 ≫≫ インターンシップ実施体制(責任者・指導担当者の配置、PC、机・椅子、事務用品、作業服、インターネット環境等の手配等)の整備・手配 ≫≫ インターン生への生活環境(滞在場所、移手段、緊急時対応体制の構築、生活面の支援担当の配置など)の整備・手配

講座・インターンシップの実施・月別支出明細書の提出

主体的に、寄附講座案件を実施して頂きます。

なお、必要に応じて、AOTS 職員が実施状況等の確認のために訪問します。

≫≫ 承認を受けた内容及び AOTS の基準に則って実施

≫≫ 補助対象となる経費を発生月ごとに「実施経費月別支出明細書」(AOTS 書式)にまとめ、証憑等を添付の上、AOTS へ提出

完了報告及び精算払請求書と支払い

提出された「実施経費月別支出明細書」及び証憑等に基づき、寄附講座実施費を円貨金額により確定し、ご負担頂く分担金の額を差し引いて、AOTS よりお支払い致します。

≫≫ 寄附講座終了後 1 ヶ月以内に寄附講座完了報告及び「寄附講座実施費精算払申請書」を提出

≫≫ 中間払いを希望する場合は「寄附講座実施費中間払申請書」を提出